

## 小樽セーリング協会 安全規則

### (序章)

「ヨットおよび救助艇などが帆走・機走中事故を起こした場合、その処置の責任はその艇長が負うものである」という大原則が存在する。従ってヨットマンたるものは出艇前に艀装・装備等について念入り且つ十分な点検をすると共に当日の気象情報等を確実に入手し、風速・波浪・潮流などの状況予測を的確に把握しなければならない。更には出艇する乗員のセーリング技術等のレベルを十分に考慮した安全なセーリング等を心掛けなければならない。

そのため常日頃より海事知識の習得に努め、セーリング技術等の向上に全力を傾注し、海の急変の恐ろしさを軽視したり、艇等の性能を過大評価したり、さらには自己のセーリング技術等を誇示するような行為は、厳に慎まなければならない。更に規則上の届け出や承認を得たことおよび遵守したことなどでも事故等の責任が免責されないことは十分に周知されなければならない。

第1条 小樽セーリング協会の加盟者および小樽市祝津ヨットハーバーの利用者は、以下の規則を遵守しなければならない。

### 第2条 (帆走範囲)

原則ハーバーより可視範囲を帆走範囲とする。高島岬より西の海域でハーバー可視範囲外を帆走する場合には救助艇を伴走しなければならない。

上記以外の可視範囲外で帆走する場合には「ハーバー管理者」に事前に届け出をしなければならない。尚、その際には必ず救助艇を伴走させるものとする。

### 第3条 (出港の制限および禁止)

(1) 夜間の帆走を禁止する

(2) 強風警報また波浪警報の発令中の出艇は禁止、注意報の場合には「ハーバー管理者」に届け、協議して了解を得なければ出艇してはならない。

春先4月、5月と10月、11月の出艇については強風波浪注意報等の発令時には出艇を控えなければならない。出艇する場合には必ず「出艇・帰着記録簿」に記載し陸上監視者または「ハーバー管理者」に届け出なければならない。

(3) 原則として単独帆走は厳禁する。但し陸上若しくは海上に帆走監視する者がいる場合には除外する。

### 第4条 (出港前)

(1) 艇体および艀装を十分に点検し、安全上問題のないことを確認しなければならない

(2) 原則、アンカーおよびアンカーロープとクラス規則等に基づく曳航ロープを搭載しなければならない

(3) 乗艇者にはライフジャケットの着用が義務付けられるものとする。

(4) 艇長は、気象および海上の悪化、急変が予想され、安全確保に疑念がある場合には出艇を中止しなければならない。

### 第5条 (帆走)

(1) ハーバーの出入りに際しては他船に十分に注意し衝突等の事故発生を避けなければならない。

- (2) 気象および海上の変化に十分注意し、状況が悪化すると予測される場合には、直ちに帰港しなければならない。  
万一、帆走不能な状況に陥った場合には安全と思われる場所でセールを降ろして投錨し、陸上監視者、「**ハーバー管理者**」若しくは海上保安庁宛に救助要請の連絡をし、救助を待たなければならない。
- (3) 漁船、モーターボート、手漕ぎボート等の他船舶には出来るだけ接近しないよう注意し、トラブルを生じないように心掛けなければならない。
- (4) 漁網およびボンテン等には近づかないようにし、漁業者とトラブルを起こさないようしなければならない
- (5) 遊泳者には十分注意し、海水浴場には乗り入れてはならない。
- (6) 部活等の集団帆走時には責任者を定め、万一事故等が発生した場合は、直ちに救助措置をとれるよう予め連絡体制等の準備をしておかなければならない。
- (7) 救助艇およびすべてのヨットは、危険に瀕した船舶または乗員の対して出来る限りの援助を与えなければならない。
- (8) 海中に空き缶、タバコの吸い殻等のゴミを捨ててはならない。

付則

第1条 この規則は、平成 4年 4月 1日 施行  
平成25年 5月12日 改正

以上

注記

「ハーバー管理者」とは、本来「祝津ヨットハーバー競技施設 利用細則」に記載されているヨットハウス「管理人」であるが、本安全規則においては「祝津マリーナ責任者」の協力を得るものとし「祝津マリーナ責任者」を加えるものとする。  
従って届け出、報告等は両者にしなければならない。